

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の概要

令和4年
12月9日公布

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる枠組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

感染症対策の全国的な情報基盤の強化

<現状と課題>

現行、感染症の患者情報については、感染症法に基づき、医師から自治体への届出義務、自治体から国への報告義務が課されており、新型コロナウイルスはHER-SYS、それ以外の感染症は感染症サーベイランスシステムにより情報管理している。

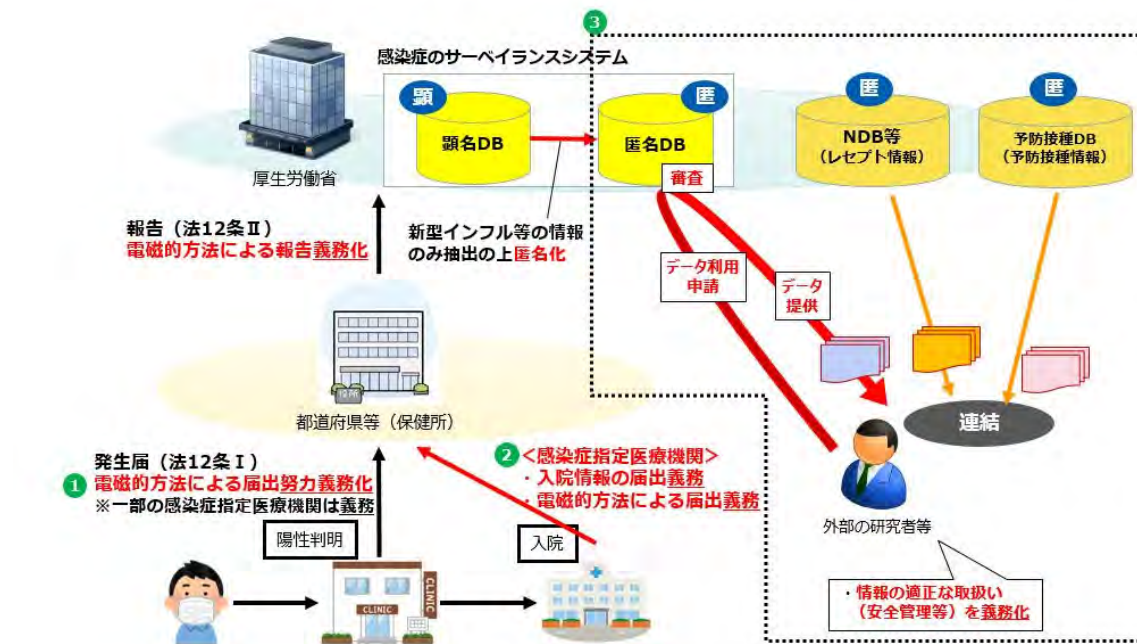
【課題①】 感染症の患者情報について、医師から自治体への届出に当たり、電磁的方法による入力を可能にしているものの、依然としてFAXによる届出が一定程度あるため、自治体の業務負担となり、患者情報の迅速な収集に支障をきたしている。

【課題②】 発生届は、医師の診断時に届出義務が生じることとなっているため、診断後の経過について届出義務はない。その結果、システムに集積される患者情報は、外来医療機関からの陽性判明時点の情報が中心となっており、感染症の重症度などの情報が集積されていない。

<改正案>

国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新型インフルエンザ等感染症等）を中心に、以下の措置を講じる。

- 1 **医療機関による発生届について電磁的方法による届出を努力義務化**（一部の感染症指定医療機関は義務）することにより、情報集約機能の強化（自治体等の業務負担軽減、患者情報の迅速な収集）を図る。（※）併せて、自治体から国への電磁的方法による報告等を義務化。
- 2 **感染症指定医療機関に対し入院患者の状況に係る届出を義務とする**ことにより、感染症患者の経時的な情報収集を可能とする。
※ あわせて、国からの要請があった場合に、感染症指定医療機関に対し患者の検体の提出を義務とし、感染症の性質を迅速に把握・分析する。
- 3 **感染症サーベイランスシステム等のデータを匿名化した上で、NDB等との連携を可能とする。**
⇒ 感染症の重症度に関する調査・分析やワクチン有効性等に関する調査・分析が可能となり、適切な医療の提供に資する。



情報基盤に関するこれまでの経緯と論点

これまでの経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応に関して、感染症の患者情報について、医師から自治体への届出に当たり、電磁的方法による入力を可能にしているものの、依然としてFAXによる届出が一定程度あるため、自治体の業務負担となり、患者情報の迅速な収集に支障をきたした。また、医師に届出義務が生じるのは、医師の診断時の発生届のみであり、システムに集積される患者情報は、外来医療機関からの陽性判明時点の情報が中心となっており、診断後の経過の情報が集積されないという課題があった。
- こうした課題を踏まえ、先般国会で成立した、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により、情報基盤の整備に向けた対策が講じられることとなった。
- 具体的な内容は、次のとおり。
 - ① 電磁的な方法による届出等の努力義務（一部の感染症指定医療機関は義務化）等
 - ② 新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等
 - ③ 新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出

論 点

- 電磁的な方法による届出等の義務付けの具体的な範囲などの詳細については、厚生労働省令に委任されている。令和5年4月1日の施行に向けて、関係団体等から寄せられたご意見や、自治体へのヒアリングの結果、また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に関する動きも踏まえながら、その内容を確定していく必要がある。主な論点は4つある。なお、関係省令の公布日は、令和5年3月下旬を予定している。

情報基盤の整備に関する感染症法施行規則の主な論点の概要

1 電磁的な方法による発生届出等の義務化等

(1) 義務化の範囲

- ① 特定感染症指定医療機関における医師
- ② 第一種感染症指定医療機関における医師
- ③ 第二種感染症指定医療機関における医師

※ 上記以外の医師には、電磁的な方法による届出等の努力義務が課される。

※ 令和6年4月1日から、感染症指定医療機関として、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関が新設予定。その際、義務付けの範囲について改めて検討。(3(1)の義務化の範囲も同様)

(2) 電磁的な方法の具体的内容

- ① 感染症サーベイランスシステム
- ② HER-SYS
- ③ その他必要な電磁的方法

2 新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等

(1) 感染症指定医療機関の管理者以外の提出要請等先

- ① 緊急その他やむを得ない理由があるときに、感染症法の規定により感染症の患者を入院させた感染症指定医療機関以外の医療機関の管理者
- ② その他必要な者

3 新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出

(1) 義務化の範囲(1(1)に同じ)

※ 法律上、すべて電磁的方法による届出となっている。

(2) 提出期限

- ① 患者の入院期間中の状況について迅速に把握する必要があるときは、入院患者が退院し、又は死亡した後、直ちに提出。
- ② それ以外の期限については、別途定める。
※ 通知等により、現場の実態を踏まえた期限を提示。

(3) 届出の内容

- ① 患者の氏名、年齢、性別
- ② 被保険者番号
※ 精度の高い連結解析を可能とするため、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に限り、発生届においても被保険者番号を収集。
- ③ 医師の氏名
- ④ 医療機関の基本情報
- ⑤ 入院年月日
- ⑥ 退院(死亡)年月日
- ⑦ 入院中の最も重い症状の程度
- ⑧ 退院時の転帰情報
- ⑨ その他必要な項目(例:死因)

4 新型コロナウイルスに関する取扱い

(1) 経過措置

- ① 新型コロナウイルス感染症については、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況にならない限り、退院届を求めない方針。
- ② これに伴い、発生届における被保険者番号についても収集しない方針。